

第四百十六号議案

東京都都税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年五月二十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の八第一項中「または」を「又は」に改め、同項第二号中「均等割」の下に「並びに森林環境税」を加え、同項第四号中「調定額と」を「調定額、」に、「の合計額」を「及び森林環境税の調定額の合計額」に改める。

第二十四条の九の見出し中「徴収金等」を「徴収金」に改め、同条第一項中「又は森林環境税に係る徴収金（同条第一項に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。次項において同じ。）」を削り、同条第二項中「又は森林環境税に係る徴収金」を削る。

第二十五条第一項第一号ロを次のように改める。

ロ 法第七十二条の二第一項第一号ロに掲げる法人 所得割額

第八十五条中「第十一条の九第三項」を「第十一条の十第三項」に改める。

第六十六条第一項の表第一号ハ中「一般社団法人（非営利型法人）」の下に「（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下同じ。）」を加える。

附則第五条の二の二第二項中「投資信託及び投資法人に関する法律」の下に「（昭和二十六年法律第九十八号）」を、「資産の流動化に関する法律」の下に「（平成十年法律第五十五号）」を加える。

附則第十四条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 法附則第十五条第三十八項 二分の一

附則第十四条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 法附則第十五条第二十五項第二号 十四分の十一

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八十五条の改正規定 令和七年一月一日

二 第二十五条第一項第一号ロ、第百六条第一項の表第一号ハ及び附則第五条の二の二第二項の改正規定 令和七年四月一

日

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都税条例第二十四条の八第一項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の都民税の賦課徴収に関する報告について適用し、令和五年度分までの個人の都民税の賦課徴収に関する報告については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。